

第六十七号議案

江戸川区ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃等助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃等助成条例の一部を改正する条例
例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「転居」を「江戸川区規則(以下「規則」という。)で定める期間以上居住している住宅からの転居」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号中「江戸川区規則(以下「規則」という。)」を「規則」に改め、同項に次の二号を加える。

三 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けていない世帯であること。

四 規則で定める住宅に転居する世帯であること。

第二条第二項中「区長」を「江戸川区長(以下「区長」という。)」に改める。

第三条第二号中「敷金、」を削る。

第六条中「次の各号により」を「次のとおり」に改める。

第八条中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 生活保護を受けるようになったとき。

第九条中「各号の」を「各号のいずれか」に改める。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃等助成の助成対象を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。